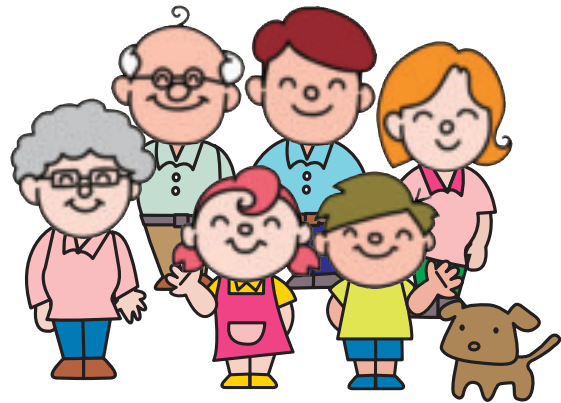


円満な財産承継のために…

相続が発生した場合、遺産の分割をめぐり相続人同士がトラブルになる、いわゆる「争族」になるケースが多々ある事はよく知られておりますが、なぜ遺産や相続の分割をめぐり、トラブルになるのでしょうか。また、それを避け、財産を円満に継承するにはどのような対策が考えられるのか、今回は基礎知識とあわせて考えてみたいと思います。



1、争いの原因

まず、何が争いの原因となっているのでしょうか…？多くの場合は「財産の分け方の不公平感」と言われています。具体的には「民法で定められた最低分すらない」とか「介護などの親への貢献度が考慮されていない」と感じる事が、争いの主な原因となっているようです。

2、子供側の対策

協議分割を行なう場合、このようにもめるケースが多いため、事前に子供同士で集まる機会があれば、遠慮なく話し合い、事前に分割内容を擦り合わせておくのが理想的と言えます。その際には、お互いに特別受益（※1）や寄与分（※2）などの内容も、正確に共有し納得できている事が重要です。

3、親側の対策（遺言）

とはいえ、子供達の話合いが現実には難しい場合なども考慮し、親としては、あらかじめ自分の財産を把握し、誰にどのくらい承継させるのかを考えて

おくことも有効です。

その手段のひとつとして、遺言側の意志を「遺言」という形にし、財産分けを明確にしておく方法を以前にご紹介させていただきましたが、「遺言」を用意していても、「合理的な理由がないのに1人の子供に全財産を与える」とか、「仲のよくない子供同士に共有で財産を承継させる」という内容では、やはりトラブルの原因となる可能性があると言われています。1人の子供が全財産を継承することを皆が以前から承知しているような場合は問題ありませんが…。

4、遺言の注意点

そこで、遺言を作成する際には、遺留分（※3）や特別受益、寄与分を考慮する必要があると思われます（遺留分を侵害した分割内容の場合、親の死亡後、子供同士が遺留分減殺請求で争うことがあります）。また、法律的効力はないのですが、遺言では「付言事項」を記載することができるため、遺言の動機、遺産分割方法の理由などを記載しておくこと、「争族」を避ける上で一定の効果があるとされています。

（※1）特別受益：親が生前に子供に贈与した資産。（例）「結婚のための持参金や支度金」など

（※2）寄与分：子供の親への貢献分。（例）「子供が親の仕事を手伝ったり資金を提供した」「親の療養や看護をした」「親の財産の維持、増加に特別に貢献した」など

（※3）遺留分：遺言があっても、相続人が相続財産を最低限取得できる権利。遺留分が侵害された遺言内容であった場合、侵害された者は遺留分までを取り戻す請求（遺留分減殺請求）ができる。

参考文献『日本経済新聞』